

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05 - 制度 - 00029 <u>平成28年3月9日 一部改正</u></p> <p style="text-align: center;">第1章～第2章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 損失額及びてん補責任額</p> <p>第3条～第4条 (略) (免責)</p> <p>第5条 日本貿易保険は、第16条第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一～四 (略) <u>五 起算点(輸出貨物の船積み時又は到着をいう。)から輸出貨物の代金の決済期限までの期間が180日を超える輸出契約に係る損失</u> 六～八 (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 保険契約者又は被保険者の義務</p> <p>第9条～第16条 (略) (輸出契約の内容の変更等)</p> <p>第17条 被保険者が輸出契約又は代金に関し、次の各号のいずれかに該当する変更(以下「重大な内容変更等」という。)を行った場合であって、保険契約の変更を希望するときは、別に定める内容変更等通知期限(以下「内容変更等通知期限」という。)までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 一 (略) 二 代金の決済条件の変更 <u>(第5条第5号に該当することとなった場合を除く。)</u> 三～六 (略) 2～8 (略) 第17条の2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05 - 制度 - 00029 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1章～第2章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 損失額及びてん補責任額</p> <p>第3条～第4条 (略) (免責)</p> <p>第5条 日本貿易保険は、第16条第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一～四 (略)</p> <p style="text-align: center;">五～七 (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 保険契約者又は被保険者の義務</p> <p>第9条～第16条 (略) (輸出契約の内容の変更等)</p> <p>第17条 被保険者が輸出契約又は代金に関し、次の各号のいずれかに該当する変更(以下「重大な内容変更等」という。)を行った場合であって、保険契約の変更を希望するときは、別に定める内容変更等通知期限(以下「内容変更等通知期限」という。)までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 一 (略) 二 代金の決済条件の変更 三～六 (略) 2～8 (略) 第17条の2 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>第5章～第8章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 この改正は、平成19年1月1日から<u>実施</u>する。</p> <p>附則 この改正は、平成20年10月1日から<u>実施</u>する。</p> <p>附則 この改正は、平成22年4月1日から<u>実施</u>する。</p> <p>附則 この改正は、平成23年10月1日から<u>実施</u>する。</p> <p>附則 この改正は、平成24年4月1日から<u>実施</u>する。</p> <p>附則 この改正は、平成24年10月1日から<u>実施</u>する。</p> <p>附則 この改正は、平成26年10月1日から<u>実施</u>する。</p> <p>附則 この改正は、平成27年11月30日から<u>実施</u>する。</p> <p><u>附則 この改正は、平成28年3月22日から実施する。</u></p>	<p>第5章～第8章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 この改正は、平成19年1月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>附則 この改正は、平成20年10月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>附則 この改正は、平成22年4月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>附則 この改正は、平成23年10月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>附則 この改正は、平成24年4月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>附則 この改正は、平成24年10月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>附則 この改正は、平成26年10月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>附則 この改正は、平成27年11月30日から<u>施行</u>する。</p>	